

令和 8 年度 第 1 回

秋葉区地域公共交通に関する意見交換会
協議書

新潟市秋葉区地域総務課

秋葉区地域公共交通に関する意見交換会委員名簿

順不同、敬称略

	所 属	氏 名
副会長	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 運輸企画専門官（輸送・監査担当）	須崎 映穂
	新潟県秋葉警察署 交通課長 （関係交通管理者(所轄警察署)担当課長）	後藤 雄一
	新潟市消費者協会 新津支部長 （関係住民代表）	吉川 憲子
	泉観光バス株式会社 代表取締役 （関係一般乗合旅客自動車運送事業者代表）	関塚 政行
	新潟交通観光バス株式会社 営業部運行課長 （関係バス運営団体）	野俣 昌幸
	新潟第一交通株式会社 営業課長 （関係バス運営団体）	前田 健治
	新潟県ハイヤー・タクシー協会 地区協会代表	佐々木 紀彦
会 長	新潟市秋葉区役所 地域総務課長 （新潟市秋葉区役所バス交通担当課長）	高橋 穰
	新潟市秋葉区役所 建設課長 （関係道路管理者担当課長）	田辺 匠逸

協 議 事 項

(1) タクシーの営業区域外旅客運送にかかる意見聴取について

別紙のとおり提案する

令和8年5月1日

会 長

秋葉区地域総務課 高橋 穰

タクシーの営業区域外旅客運送にかかる意見聴取について

○ 趣旨

タクシー営業所の無い新潟市秋葉区の旧小須戸町地域へ、新潟市南区に営業所を有する太陽交通新潟有限会社みなみ営業所 及び 泉観光バス株式会社白根営業所より「営業区域外旅客運送」が必要であることについて協議、ご意見を伺うもの。

○ 営業区域外旅客運送制度の概要

道路運送法第 20 条(禁止行為)の規定により営業区域外旅客運送(発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送)をしてはならないこととされている。

ただし、地域公共交通会議等において協議が調うなど、道路運送法第 20 条第 2 号などに該当する場合は、営業区域外旅客運送が可能となる。

○ 必要性

新潟市秋葉区の旧小須戸町地域等を主な営業区域とし、新潟市秋葉区小須戸 20 番地 1 に営業所を有していた第 2 新興タクシー株式会社が、令和 6 年 11 月をもって営業を廃止し、同年 12 月からこの地域はタクシー営業所の無い地域となった。

新潟市 B(新潟市のうち、平成 17 年 3 月 21 日に編入された旧新津市及び旧中蒲原郡横越町・小須戸町の区域)を営業区域として有する事業者では、運転者不足等により地域住民の需要に十分に対応することができず、地域よりタクシーが不足しているとして対応を求める声が出ており、令和 8 年 4 月 22 日付けで 2 つのコミュニティ協議会長から要望書の提出があった。

○ 対応策

新潟市南区の太陽交通新潟有限会社みなみ営業所 及び 泉観光バス株式会社白根営業所に配置された車両により、新潟市 B のうち旧小須戸町地域での営業を可能にし、地域住民の生活交通を確保する。

○ 営業区域外旅客運送を行う期間

令和 8 年 8 月 1 日(土)から令和 9 年 7 月 31 日(土)までの 1 年間とし、期間満了後、営業状況を踏まえ更新を予定。

○ 今後の手続きスケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・ 令和 8 年 5 月下旬～6 月上旬 | 新潟市・田上町地域公共交通会議 |
| ↓ | |
| ・ 令和 8 年 6 月 | 新潟市・田上町より国へ申請 |
| ↓ | |
| ↓ | 国から事業者・新潟市・田上町へ許可 |
| ↓ | |
| ・ 令和 8 年 8 月 1 日 | 営業区域外運送開始 |

田上町及び新潟市秋葉区小須戸地域における タクシーの営業区域外旅客運送（案）について

1. 趣旨

タクシー営業所の無い新潟県南蒲原郡田上町及び旧小須戸町（平成17年3月21日に新潟市に編入合併された新潟県中蒲原郡小須戸町）地域へ新潟市南区に営業所を有する太陽交通新潟有限会社みなみ営業所及び泉観光バス株式会社白根営業所より営業区域外旅客運送が必要であることについて、協議を行うもの。

2. 営業区域外旅客運送の制度（概要）

一般旅客自動車運送事業者は、道路運送法第20条（禁止行為）の規定により営業区域外旅客運送（発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送）をしてはならないこととされている。ただし、地域公共交通会議等において協議が調うなど、道路運送法第20条第2号などに該当する場合は、営業区域外旅客運送が可能となる。

3. 営業区域外旅客運送の内容

（1）必要性

南蒲原郡（新潟県南蒲原郡田上町）及び新潟市Bのうち旧小須戸町（平成17年3月21日に新潟市に編入合併された新潟県中蒲原郡小須戸町）地域を主な営業区域とし新潟市秋葉区小須戸20番地1に営業所を有していた第2新興タクシー株式会社が令和6年11月をもって営業を廃止し、令和6年12月からこの地域はタクシー営業所の無い地域となった。

この地域は、加茂駅～田上駅間8.1km、新津駅～田上駅10.8km、新潟市南区役所～田上駅10.0km、新津駅～矢代田駅7～8kmとなっており、田上駅を起点に考えた場合は10km前後となり、タクシー営業所が所在する地域から配車するには少し遠い距離となっている。

その後、田上町については、主に加茂市内に営業所がある加茂タクシー有限会社及び中越交通株式会社加茂営業所が住民の需要に応じてきた。中越交通株式会社加茂営業所については、羽生田駅及び「道の駅たがみ」に車両を配置している。しかし、「道の駅たがみ」に配置した車両については需要が増えつつあるとするものの、加茂営業所の運転者不足もあり対応が難しいとの話がある。なお、この2事業者は旧小須戸町には営業区域を有しておらずこの地域には対応できない。旧小須戸町については、新潟市秋葉区に営業所がある2事業者が営業区域を有し需要に対応しているが運転者不足等により十分に対応できず、地域よりタクシーが不足しているとして対応を求める声が出ている。

南蒲原郡及び新潟市Bを営業区域として有する事業者では、地域住民の需要に対応することができないため、新潟市南区の太陽交通新潟有限会社みなみ営業所及び泉観光バス株式会社白根営業所に配置された車両により南蒲原郡（新潟県南蒲原郡田上町）及び新潟市Bのうち旧小須戸町（平成17年3月21日に新潟市に編入合併された新潟県中蒲原郡小須戸町）地域での営業を可能にし、地域住民の生活交通を確保する。

（2）対象となる地域

南蒲原郡（新潟県南蒲原郡田上町）及び新潟市Bのうち旧小須戸町（平成17年3月21日に新潟市に編入合併された新潟県中蒲原郡小須戸町）の区域 別紙1

4. 関係事業者

(1) 新潟市B又は南蒲原郡を営業区域として有する事業者

新潟市秋葉区	しあわせ交通株式会社 新興タクシー株式会社	新潟市B 新潟市B	代表取締役 代表取締役	坂上 七栄 桐生 郁雄
五泉市	みどりハイヤー株式会社	新潟市B	代表取締役	野崎 和久
加茂市	中越交通株式会社 加茂タクシー有限会社	南蒲原郡 南蒲原郡	代表取締役 代表取締役	神田 徳行 坂井 一成
燕市	地藏堂タクシー有限会社	南蒲原郡	代表取締役	中村 晴一
三条市	株式会社エスタクシー 三条タクシー株式会社	南蒲原郡 南蒲原郡	代表取締役 代表取締役	佐々 健 中野 勇人
見附市	株式会社みつけタクシー	南蒲原郡	代表取締役	西山 丈基
長岡市	株式会社カンコー	南蒲原郡	代表取締役	伊藤 正直

(2) 営業区域外旅客運送を行う事業者

新潟市南区

太陽交通新潟有限会社みなみ営業所	新潟市C	代表取締役	佐藤 友紀
泉観光バス株式会社白根営業所	新潟市C	代表取締役	関塚 政行

新潟市C：新潟市のうち平成17年3月21日に新潟市に編入された旧白根市の区域

5. 営業区域外旅客運送を行う期間

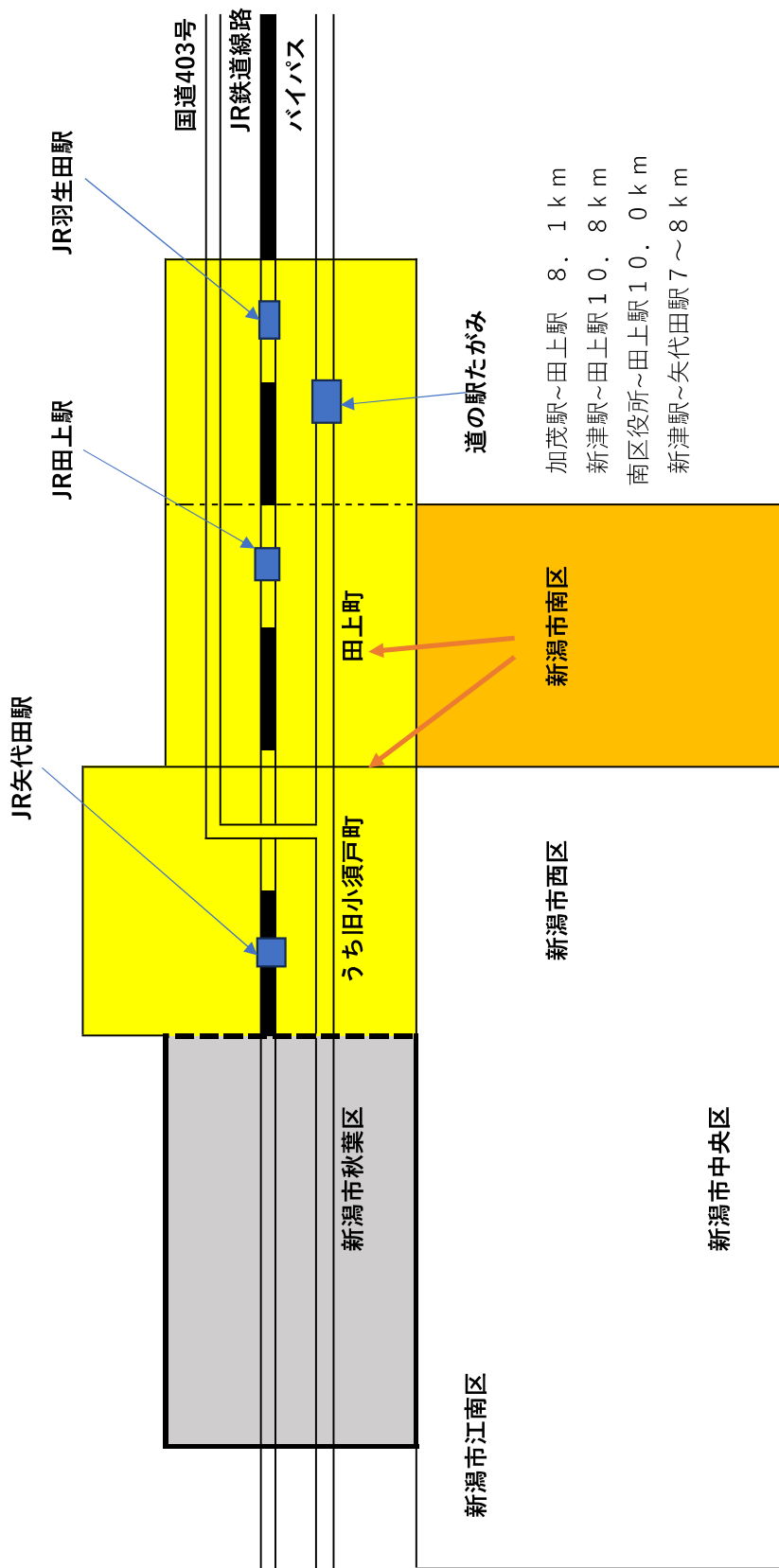
令和8年8月1日（土）から令和9年7月31日（土）までの1年間【予定】

6. その他

期間満了後、営業状況を踏まえ更新を予定

事業概念図

黄色の地域が営業区域外旅客運送を実施するエリア



道路運送法第 20 条第 2 号について

1. 国土交通省令で定める場合とは

道路運送法第 20 条第 2 号で記述されている「国土交通省令で定める場合」とは、道路運送法施行規則第 18 条の 2 で定める場合を指す。

南蒲原郡及び新潟市 B のうち旧小須戸町の地域は令和 6 年 1 1 月にこれまでのタクシー事業者が営業を廃止し、近隣のタクシー営業所よりも遠隔地にあり道路運送法施行規則第 18 条の 2 第 1 号の「その他の交通が著しく不便な地域」に該当するものと考えられる。

2. 南蒲原郡及び新潟市 B のうち旧小須戸町の地域の公共交通について

田上町は人口 1 万人余の町であり、旧小須戸町は人口約 8,700 人を有する。中心部を国道 403 号線及び 403 号バイパス、JR 東日本信越本線が南北に貫通しており、南から羽生田駅、田上駅、矢代田駅が設置されている。このような地域で以下の公共交通機関が整備されている。

JR 東日本信越本線	羽生田駅、田上駅、矢代田駅	1 日停車列車本数	25 本
泉観光バス株式会社運行路線バス	加茂～田上方面	平日 1 日 4 便	土曜日 2 便
	田上～加茂方面	平日 1 日 4 便	土曜日 2 便
田上町デマンド型乗合タクシーゴマンド号	自宅～目的地～自宅	平日土日祝	1 日 10 便
秋葉区バス（泉観光バス株式会社）			
【新津駅小須戸循環ルート】	新津駅西口～東口	平日土日祝	1 日 4 便
【新津駅小須戸循環ルート】	新津駅東口～西口	平日土日祝	1 日 3 便
新潟交通観光バス株式会社運行路線バス			
	【鳥屋野線】小須戸～新潟駅方面	平日 1 日 7 便	土日祝 6 便
	【鳥屋野線】新潟駅～小須戸方面	平日 1 日 7 便	土日祝 6 便
	【潟東・白根－矢代田－新津駅線】	新津駅～潟東・白根方面	平日 1 日 7 便
	【潟東・白根－矢代田－新津駅線】	潟東・白根～新津駅方面	平日 1 日 7 便

3. タクシー利用を望む理由

令和 6 年 1 1 月にタクシー事業者が廃止したことにより「タクシーが来てくれなくなった」「長い時間待たされた事がある」など、利用したいときにすぐに利用できないといった声や、「加茂のタクシーからわざわざ来てもらうのは申し訳ない」「通院や買い物のほか親戚や友達のところにも行けない」「地元でタクシー会社がなく不便」など、タクシー利用を控えていることや日常の行動が制約されていることが切実な声として聞こえている。

4. 営業区域外旅客運送を行う事業者の余力について

新潟市南区の 2 事業者の輸送力の余力について別紙 3「南区の供給余力算定表」のとおり算定した。新潟市南区は他の区域に比してマイカー依存度が高く需要の少ない地域となっている。運行回数で比較した場合、令和 8 年 1 月の実績において、1 日 1 車当たりの運行回数では新潟市中心部は 17.1 回、新潟市北区は 16.2 回、新潟市南区は 8.3 回、新潟市秋葉区・五泉市は 14.6 回となっている。

これを生産性として比較した場合に新潟市南区は、新潟市中心部に比較して 48.4 %、

新潟市北区に比較して50.8%、新潟市秋葉区・五泉市に比較して56.7%となる。

この生産性より新潟市南区について算出した供給余力（現状の保有台数からの余力台数）は、新潟市中心部に比較して6.2台、新潟市北区に比較して5.9台、新潟市秋葉区・五泉市に比較して5.2台となる。

以上より、新潟市南区から営業区域外旅客運送を実施したとしても田上町および旧小須戸町へ輸送力を出す余裕は十分にあるものと推測される。

南区の供給余力算定表

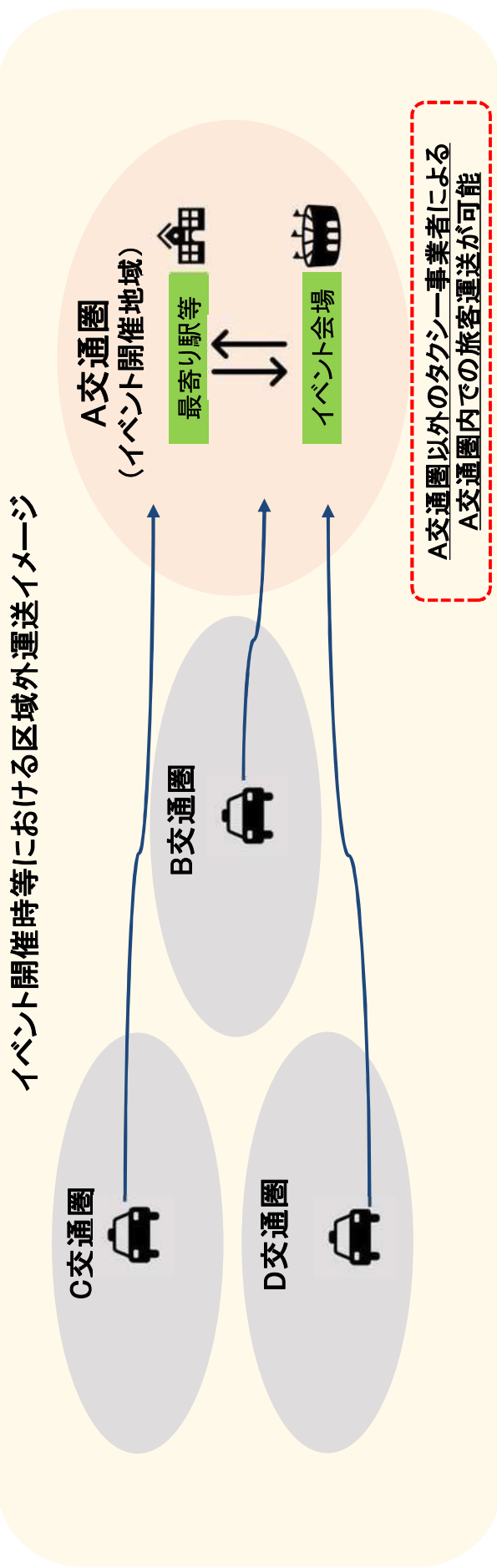
	会社数	車両数	運転者数	1台の1日当たり の運行回数 (R8.1月実績)	1台当たりの生産性			
					対中心部	対北区	対南区	対秋葉区・五泉
新潟市中心部	17	717	772	17.1	100%	105%	207%	117%
新潟市北区	2	34	40	16.2	95%	100%	197%	111%
新潟市南区	2	12	13	8.3	48%	51%	100%	57%
新潟市秋葉区・五泉	3	55	57	14.6	85%	90%	176%	100%

【1台当たりの生産性】から推測する新潟市南区の供給余力

・新潟市中心部と同等の生産性における稼働状況を想定した場合 $12\text{台}-12\text{台}\times 48\% = 6.2\text{台(余力台数)}$
 ・新潟市北区と同等の生産性における稼働状況を想定した場合 $12\text{台}-12\text{台}\times 51\% = 5.9\text{台(余力台数)}$
 ・新潟市秋葉区・五泉と同等の生産性における稼働状況を想定した場合 $12\text{台}-12\text{台}\times 57\% = 5.2\text{台(余力台数)}$

タクシースターの営業区域外運送(道路運送法第20条第2号)について

- 道路運送法上、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送が禁止されているところ。
- イベント開催時等 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、地域公共交通会議等において協議が調い、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼす恐れがない場合、営業区域外の旅客運送が可能。



本制度の活用事例

- ①北海道ニセコエリア (実施期間: 令和5年12月～令和6年3月)
冬季観光シーズンにおける移動の足確保のため、札幌や東京など他の営業区域から、応援事業者がタクシースター車両や乗務員をニセコエリア(倶知安町、ニセコ町)に派遣する実証実験を実施。
- ②福井県鯖江市 (実施期間: 令和5年10月6日～8日)
鯖江市・越前市で毎年開催される工務見学・体験イベント「RENEW(リニュー)」において、来訪者がタクシースターによる円滑な周遊が可能となるよう、隣接する福井交通圏(鯖江市等)と武生交通圏(越前市、越前町)のタクシースター事業者による両圏域内の運送を可能とした。

【全国からニセコエリアに集まったタクシースター車両とドライバー】



【工務見学・体験イベント「RENEW」】



(公社) 福井県観光連盟HPより

◎道路運送法

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別
- 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあっては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

◎道路運送法施行規則

(事業計画)

第四条

(略)

8 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 営業区域

(営業区域)

第5条 法第五条第一項第三号の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位とするものとする。

(法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合)

第十八条の二 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

(法第二十条第二号の関係者)

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

(別 表)

○新潟県

営業区域	車両数
新潟交通圏 （新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域）	10両以上
長岡交通圏 （長岡市A（長岡市のうち、平成17年4月1日合併前の長岡市及び平成17年4月1日に編入された旧三島郡越路町及び旧古志郡山古志村の区域））	5両以上
上越交通圏 （上越市A（上越市のうち、平成17年1月1日合併前の上越市及び平成17年1月1日に編入された旧中頸城郡頸城村・清里村・板倉町・三和村及び旧西頸城郡名立町の区域））	
新発田市A （新発田市のうち、平成15年7月7日合併前の新発田市の区域）	
三条市A （三条市のうち、平成17年5月1日に合併された旧三条市の区域）	
柏崎市A （柏崎市のうち、平成17年5月1日合併前の柏崎市の区域）	
新潟市B （新潟市のうち、平成17年3月21日に編入された旧新津市及び旧中蒲原郡横越町・小須戸町の区域）	
新潟市C （新潟市のうち、平成17年3月21日に編入された旧白根市の区域）	
新潟市F （新潟市のうち、平成17年3月21日に編入された旧西蒲原郡岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村及び平成17年10月10日に編入された旧西蒲原郡巻町の区域）、 燕市B （燕市のうち、平成18年3月20日に合併された旧西蒲原郡分水町・吉田町の区域）、 西蒲原郡	
村上市A （村上市のうち、平成20年4月1日に合併された旧村上市の区域）	
村上市B （村上市のうち、平成20年4月1日に編入された旧岩船郡山北町・朝日村の区域）、 岩船郡A （岩船郡粟島浦村の区域）	
村上市C （村上市のうち、平成20年4月1日に編入された旧岩船郡神林村・荒川町の区域）、 岩船郡B （岩船郡関川村の区域）	
新発田市B （新発田市のうち、平成17年5月1日に編入された旧北蒲原郡加治川村・紫雲寺町の区域）、 胎内市	
阿賀野市、新発田市C （新発田市のうち、平成15年7月7日に編入された旧北蒲原郡豊浦町の区域）	
東蒲原郡	
五泉市	
南蒲原郡	

報 告 事 項

(1) 道路改良工事に伴う路線バス下新線の迂回 及び 六郷バス停の一時移転について

別紙のとおり報告する。

令和8年5月1日

会 長

秋葉区地域総務課 高橋 穰

道路改良工事に伴う路線バス下新線の迂回 及び バス停の一時移転について

○ 路線バス下新線の概要

下新～大安寺～新津駅を結ぶバス路線であり、令和8年2月1日より新潟第一交通株式会社を運行事業者として運行している。

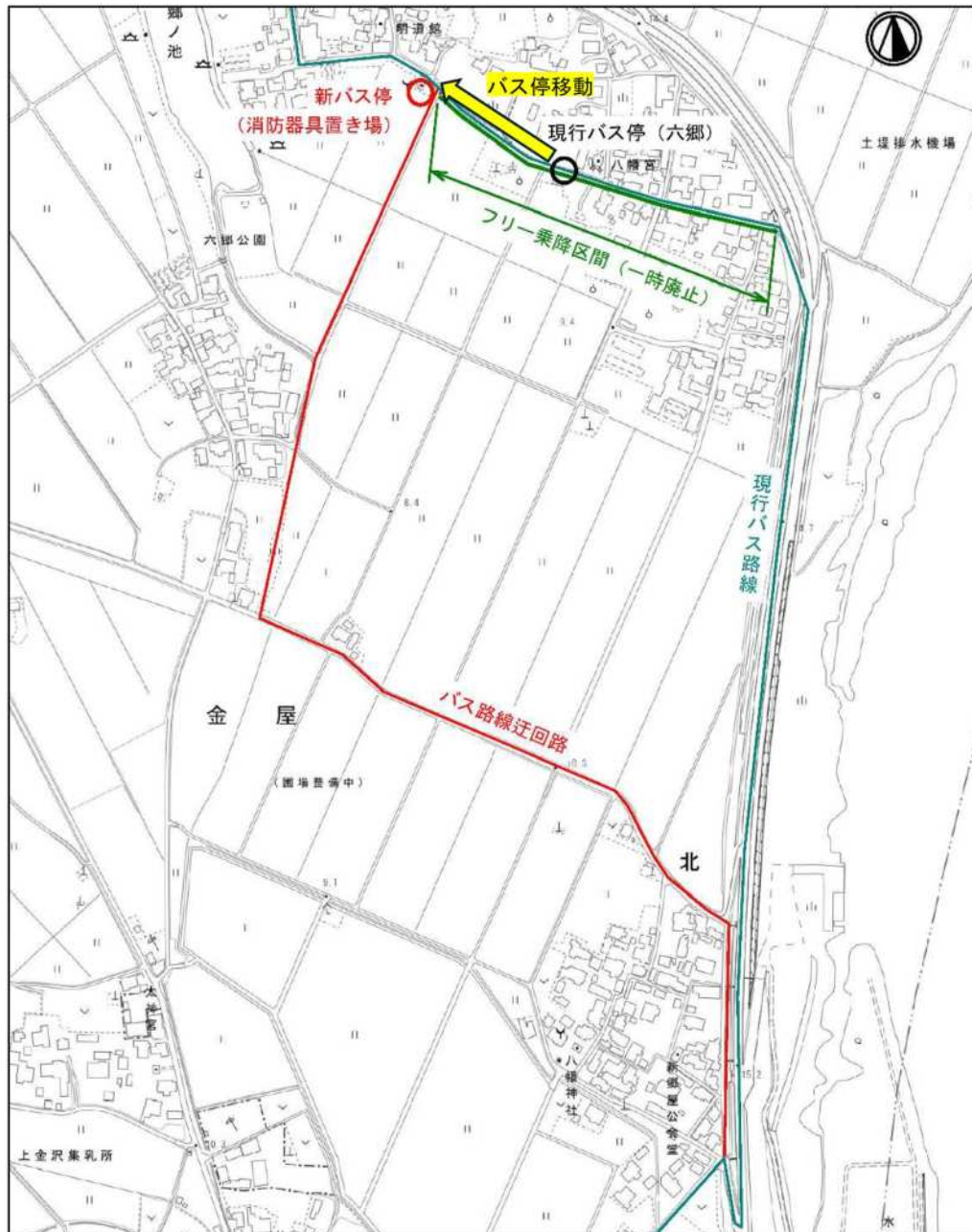
運行ルート オレンジ色(走行距離 10.5km)



○ 迂回 及び バス停の一時移転の概要

新潟市発注の六郷金屋線道路改良工事に伴い、一時的にバスルートを迂回、六郷バス停を移転する。

迂回時の運行ルート 及び バス停の位置については次の図のとおり、迂回による運行時間への影響はなし。



○ 期間

令和8年6月1日(月)から令和8年7月31日(金)まで

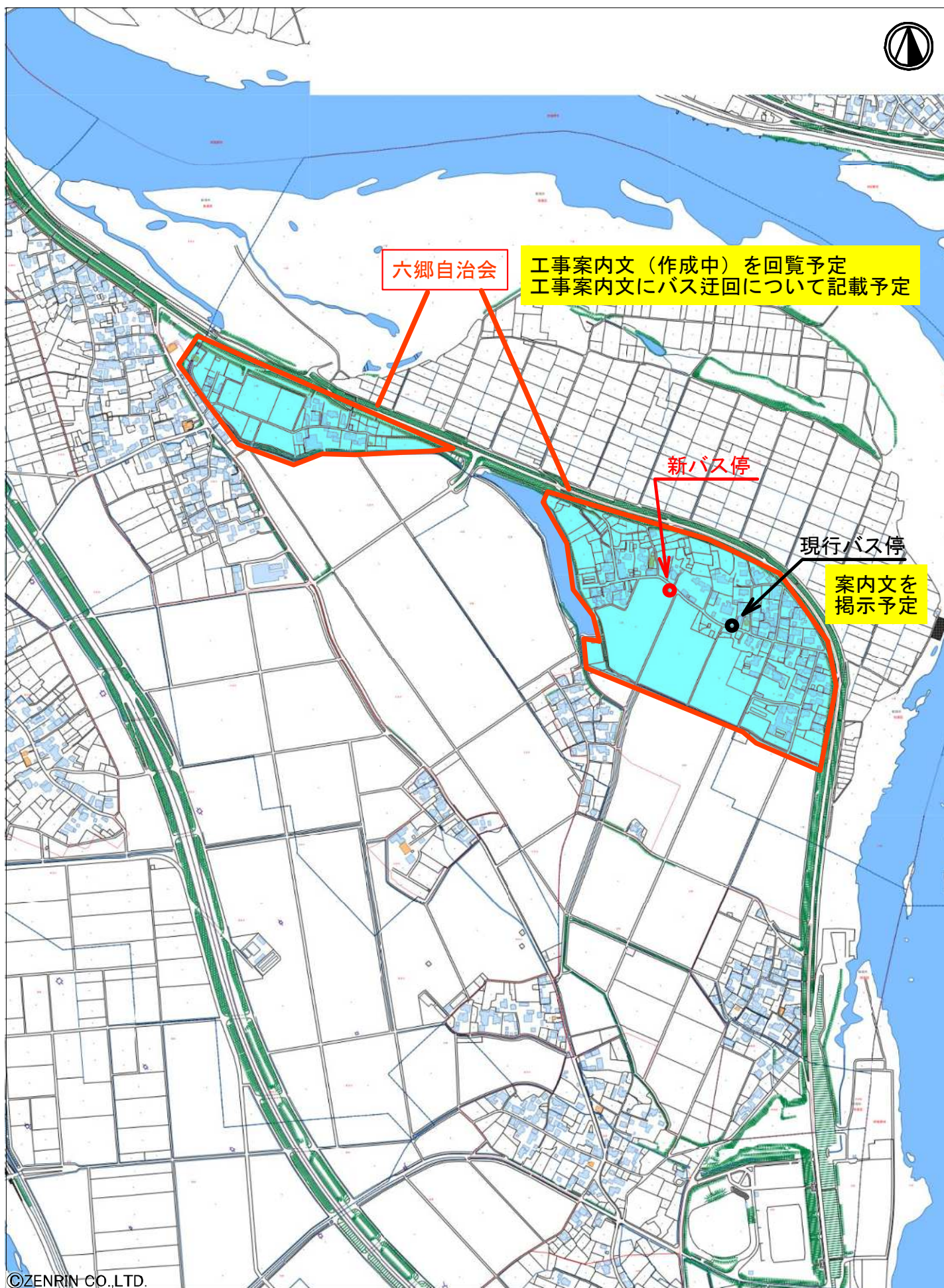
○ 迂回等に関する周知

区内全域

- ・ 秋葉区ホームページに、バスの迂回 及び バス停の一時移転に関する情報を掲載して周知します。

近隣地域

- ・ 六郷自治会に工事案内文書の回覧を依頼する際、バスの迂回 及び バス停の一時移転について記載して周知します。
- ・ 一時移転前から、六郷バス停に案内文書を掲示して周知します。



六郷自治会

工事案内文（作成中）を回覧予定
工事案内文にバス迂回について記載予定

新バス停

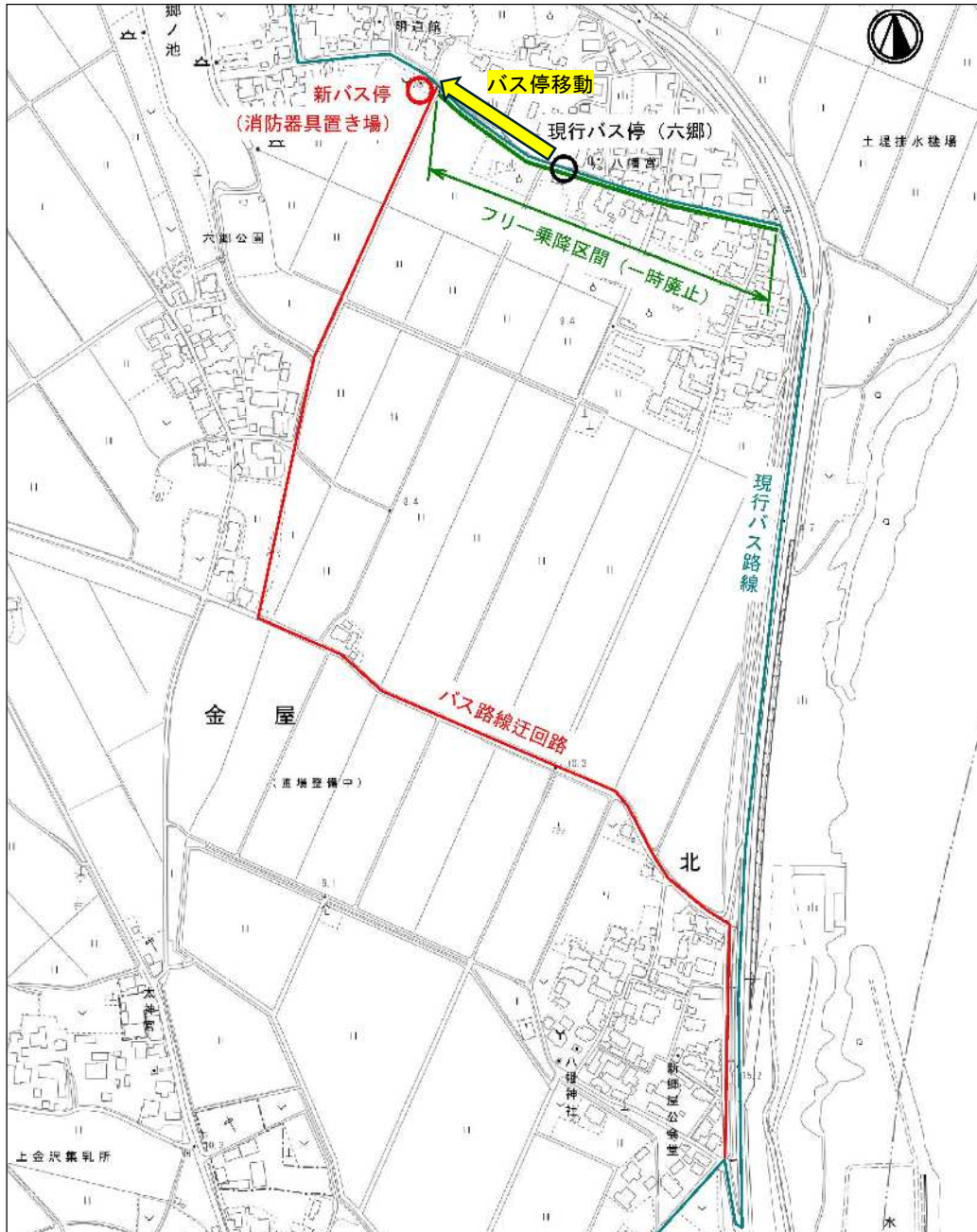
現行バス停

案内文を
掲示予定

工事に伴うバス路線の迂回について（予告）

道路改良工事に伴い、下記の期間、バス路線の迂回と六郷バス停の移動を行います。
ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

対象期間：令和8年6月1日 から 令和8年7月31日まで（予定）



道路改良工事に関するお問い合わせ先

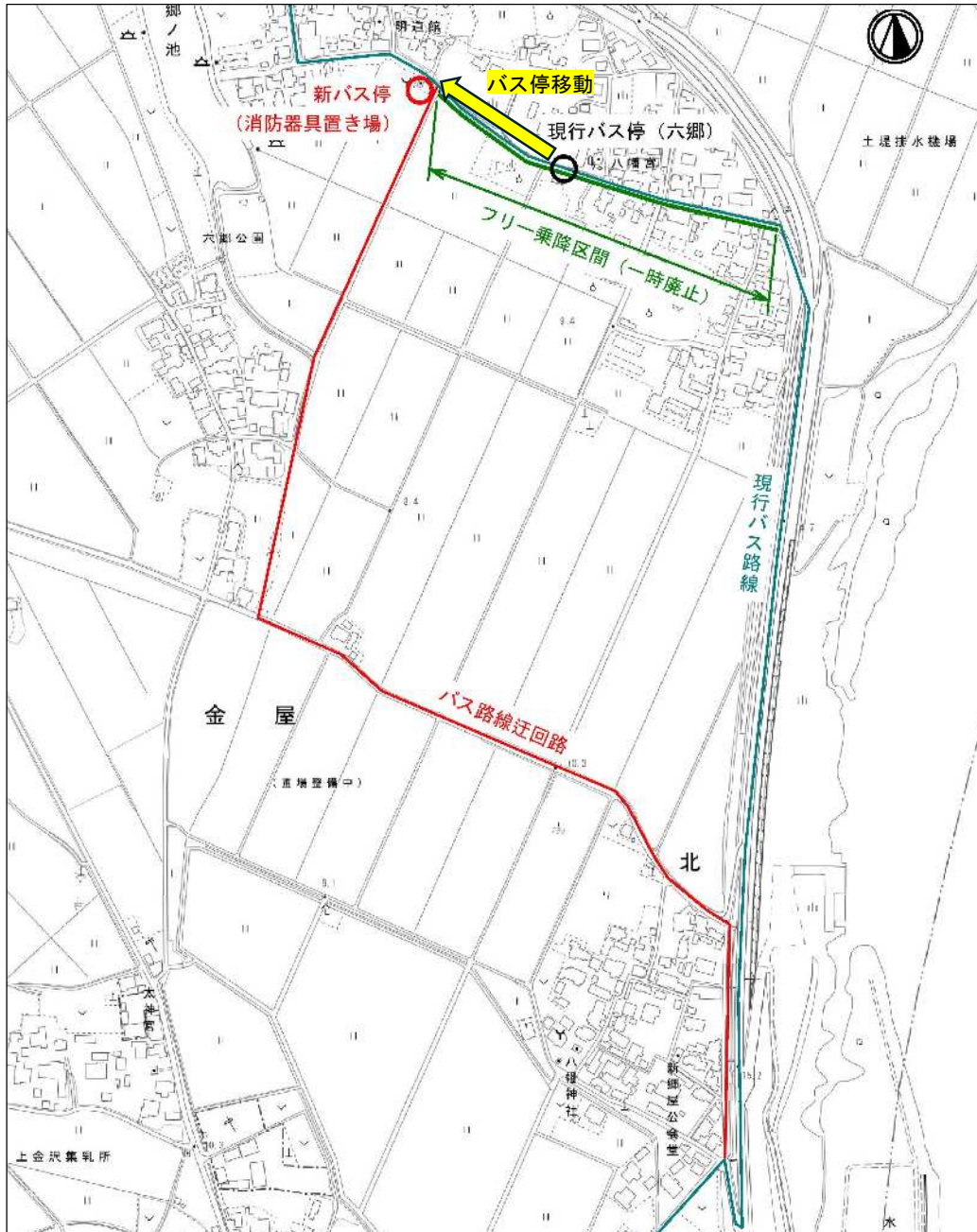
発注者 新潟市秋葉区建設課まちづくりグループ TEL 0250-25-5430

施工業者 エストケイ
S & K 株式会社

工事に伴うバス路線の迂回について

道路改良工事に伴い、下記の期間、バス路線の迂回と六郷バス停の移動をしております。
ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

対象期間：令和8年6月1日 から 令和8年7月31日まで（予定）



道路改良工事に関するお問い合わせ先

発注者 新潟市秋葉区建設課まちづくりグループ TEL 0250-25-5430

施工業者 エストケイ
S & K 株式会社